別記1(第5条第1項)

米沢市営八幡原体育館等の指定管理者の管理運営に関する仕様書

1 管理運営の基本方針

施設の管理運営は、次に掲げる方針に沿って行うこと。

- (1) 施設の利用については、平等かつ公平な取扱いをすること。
- (2) 利用者のニーズに応えた効果的かつ効率的な管理運営を行うこと。
- (3) 施設の設置の目的に即した管理運営を行うこと。
- (4) 施設の管理運営上関係する法令等を遵守すること。

2 施設の概要

番号	名称	位 置	規模・施設内容	竣	工
1	米沢市営八幡原体育館	米沢市八幡原 5 丁目 4149 番地の 10	延床面積 1,530.92 ㎡ 鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上 1 階建 (一部 2 階建) アリーナ30m×25m (バスケットボール1面、 バレーボール 2 面、バドミントン 2 面、卓球、 フットサル、ソフトバレー)、トレーニング室 140 ㎡ (サイクルマシン、ランニングマシン、 各種筋力トレーニングマシン)、ランニングコース 2 階 100m、器具庫、男女トイレ、男女更衣室、男女シャワー室、輻射暖房設備、事務室	Н15. 2	. 11
2	八幡原緑地野球場	米沢市八幡原5丁目 5275番地の4	敷地面積 12,785 ㎡ (センター120m、両翼90m) グラウンド、スコアーボード、倉庫、男女トイレ	S51. 12	2. 27
3	八幡原緑地テニスコート	米沢市八幡原 5 丁目 4806 番地の 1	敷地面積 4,560 ㎡ テニスコート 6 面 (全天候型) ※うち、第 2 コートは地盤の損傷が激しいため、利用 停止 コート、クラブハウス (倉庫、トイレ、ピロティ)、夜間照明設備 (8基) ※照明自動点灯盤 の故障によりナイター利用停止	S53. 12	2. 20

[※]平面図及び施設備品は別紙参照

3 指定管理者が行う業務の基準

指定管理者が行う施設の管理運営業務の基準は、次のとおりです。

(1) 米沢市営八幡原体育館等の運営の基本方針

米沢市営八幡原体育館等は、スポーツの振興を目的として設置された公の施設であり、当該施設の運営を通じて次のことを目標とするものです。

- ア市民にスポーツの場を提供すること。
- イ 健康で文化的な生活を促進すること。
- ウー人と人との交流及び地域と地域との交流を促進すること。

(2) 指定管理の期間

(3)施設の運営に関する業務の基準

ア 施設の開館等

番号	施設名称	供用期間 使用時間	休 館 日・休 場 日
1	米沢市営八幡原体育館	通 年 午前9時から午後10時まで	毎週木曜日**及び 12 月 29 日から翌年1月3日まで
2	八幡原緑地野球場	4/1 から 10/31 まで 午前 5 時から午後 6 時まで	11/1~翌年3月31日まで
3	八幡原緑地テニスコート	4/1 から 11/30 まで 午前 5 時から午後 9 時まで (ただし、照明自動点灯盤 故障のため、当面の間ナイ ター利用停止)	12/1~翌年3月31日まで

※ 「国民の祝日」が木曜日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い「国 民の祝日」でない日を休館日・休場日とする。

原則的に上記の使用時間に従って運営します。ただし、次に掲げる場合には、使用時間を変更することができることとします。なお、あらかじめ教育委員会に連絡して指示を受けてください。

- ・競技会等開催及び準備のとき。
- ・選手等の強化練習のとき。
- ・催事等の開催及び準備のとき。
- ・利用者等からの要請により休館日に開館する必要があるとき。

イ 施設の受付時間

・施設使用及び物品借用等に係る申請、予約及び問合せ等に係る受付時間は、午前9時00分から午後10時00分までとします。

ウ 施設の貸出業務

- ・施設を専用使用しようとする者には、あらかじめ使用許可申請書を提出させます。
- ・申請書は、使用しようとする日の3月前に当たる日の属する月の初日から、使用しようとする日の7日前までに指定管理者あてに提出させてください。ただし、市営八幡原体育館のトレーニング室については、年間を通じて利用できる通用券を申請することができます。
- ・施設の使用を許可する場合は、許可する者に対し、指定管理者の名で許可書(決定通知書)、個人利用券、回数券、通用券、シャワー券を交付します。
- ・施設の貸出業務に使用する申請書、決定通知書等は、教育委員会で定めた所定の様式又 はあらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が作成した様式の用紙とします。
- ・受付窓口には、常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障なく対応します。
- ・使用申請を受けてから許可書を交付するまでの期間は、原則3日以内とします。

エ 窓口、電話等の対応業務

- ・施設に関する問い合わせに対応します。
- ・利用者からの意見等を受け付け、適切に対処します。
- オ 利用実績の報告業務(利用者数等の把握、データ整理等)
 - 教育委員会に毎月1回報告します。

(4) 施設の維持管理に関する業務の基準

①【米沢市営八幡原体育館】

施設の維持管理全般について

- ・施設、附属設備及び物品の保全については最善の注意を払い、その管理に万全を期すこと。
- ・施設内外の環境を最良に保つとともに、整理整頓に気を配り常に美観を維持すること。

電気・暖房・空調・その他設備管理業務

(担当職員の配置)

市営八幡原体育館には、電気・暖房・空調・その他設備の管理を担当する職員(以下「設備管理担当職員」)として1名を配置し、利用者へのサービスに支障なく対応すること。 また、消防法に基づく丙種危険物取扱者の資格を有する者を勤務させること。

(業務の内容)

- (1) 電気設備
 - ① 電気事故の未然防止と安全な利用を図り、設備機器の保全に努める。
 - ② 施設全般にわたり定期的な管理業務を行うこと。
 - ③ 機器の点検、並びに測定、作動試験及び軽微なものの補修、配電盤等の整備、取扱い、 清掃、不良箇所の応急措置、不良照明電灯等の取替え作業を行うこと。
 - ④ 停電、その他故障の場合は速やかに復旧に努め、外注工事を要する場合は適切な措置をとること。
- (2) 暖房・空調設備
 - ① 施設関係全般の空調及び暖房設備の管理運転に関する業務を行うこと。
 - ② 空調設備及び暖房設備の運転点検記録簿の作成、並びに室内温度の監視、調整を行うこと。
 - ③ 燃料費は指定管理者の負担とし、燃料納入の際は立会いを行うこと。
 - ④ 設備機器の故障については速やかに復旧に努め、外注工事を要する場合は適切な措置をとること。
- (3) その他設備等の管理
 - ① 毎日定時に、電力メーター、灯油タンクメーター、水道メーター等及び施設室内温・湿度を計測・記録し、安全かつ良好な管理を心がけること。また、地下タンクについては、適宜検尺棒を使用し、タンクメーター表示値と併せてタンク内灯油残量を計測し、漏洩の有無を確認する。なお、消防立入検査の際は必要書類を準備の上、立会いを行うこと。

警備業務

(警備任務)

- (1) 火災、盗難および不良行為の拡大防止に関すること。
- (2) 事故発生時における秩序保持に関すること。
- (3) 事故覚知時における関係先への通報、連絡に関すること。
- (4) 警備実施事項の報告に関すること。
- (5) その他警備に付随する事項。

(警備方法)

機械警備システムとする。機械警備に必要な警報装置等の設置及び維持管理に要する費用は、指定管理者の負担とする。

(警備担当時間)

警備責任は、警報装置の開始信号受信時に始まり警報装置解除信号受信時に終わる。なお、施設の施開錠に伴う機械警備の操作(開始~解除)は指定管理者が行う。

(警備システムと運営組織)

(1)機械警備システム

ア 警報装置は、対象施設で発生した侵入・火災の情報及び警報装置の作動状況を自動的に通報する機能を有し、警備管制センターにおいて常時監視される。

- イ 万一警備時間中に警報装置が作動不良になった場合はすみやかに修復することとし、修復 不能の場合は代替警備対策を講ずるものとする。
- (2) 異常事態発生時における処置
 - ア 対象施設に異常事態が発生したことを覚知したときは、機動隊員を現場に急行させ状況を 確認するとともに、必要に応じ、消防・警察等の関係機関に通報し被害の拡大防止を図る。 さらに、指定された緊急連絡者に速やかに通報するものとする。

(日常における警備要領)

- (1) 施設の最終退出者は各出入り口、窓、扉等を施錠し、警報装置の開始操作を行う。
- (2) 施設の最初の入館者は警報装置の解除操作を行った後に入室するものとする。

(緊急連絡者名簿)

教育委員会は指定管理者に対し、あらかじめ緊急連絡者名簿を提出するものとし、その者に変更ある場合は、遅滞なく文書により通知するものとする。

(事故報告書の提出)

警備実施時間中に事故が発生した時は、その状況を詳細に記載した報告書を提出するものとする。

(鍵の預託)

警備実施に必要な鍵(カードを含む)は、教育委員会及び警備担当者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取り扱い保管するものとする。

(服装)

業務従事者に対し常に所定の服装を着用させるとともに、身分証明書を携行させるものとする。 (警報装置の保守点検)

施設に設置した警報機器が正常に機能するように、適宜保守点検を行うものとする。

清掃業務

(清掃基準)

- (1) 日常清掃
 - ①渡り廊下 ②ギャラリー ③廊下 ④ホール ⑤ 2階ホール ⑥ 2階ランニングコース ⑦男女更衣室、⑧事務室
 - ・掃き、拭き清掃 週3回
 - ・ワックス塗装、磨き出し 年3回
 - ⑨洗面所 ⑩男女トイレ及び多目的トイレ ⑪男女シャワー室
 - ・掃き、拭き清掃 週5回、トイレットペーパー補充及び汚物の処理は随時
 - ⑫トレーニング室 (カーペット)
 - ·集塵清掃 週3回
 - ・ドライバキューム使用 年2回カーペット洗浄
- (2) 定期清掃
 - ③ガラス清掃 年1回
- (3) 随時清掃 ※目安として、週3~4回、月13~14回程度 ④アリーナ ⑮玄関・ポーチ ⑯機械室・器具庫・回り階段・野外機材置場 ⑰建物 周り
- (4) その他
 - ・机、椅子等の備品類の清掃、灰皿、ゴミ箱の処理は日常清掃に含む。

(特記事項)

- (1) 作業終了後は必ず作業日報を提出すること。
- (2)業務に必要な用具及び洗剤石けん、ワックス等は指定管理者の負担とすること。

設備管理保守点検業務

(業務の内容)

- (1) 地下タンク定期点検 年1回
 - ① 消防法に基づく地下タンク保守点検

② 消防法に基づくタンク配管漏洩・気密検査

<仕様明細> 構 造:軟鋼製横置き円筒型埋設タンク

容 量:4,0000

取扱危険物:第4類 第2石油類 灯油

消防法第14条の3の2の規程により危険物施設における地下タンク貯蔵所について 定期点検を行い、その結果を消防長または消防署長へ報告する。点検記録は、原則と して3年間保存すること。

(2) 消防用設備保守点検 年2回

① 5月(外観・機能点検)②11月(総合点検)

<仕様明細> ※現段階での設備項目であり、一部変更になる場合があります。

内容	項目	数量	単位
	受信機P-1級	1	台
	差動式分布型感知器	4	個
	スポット型感知器(差動式)	6	個
	スポット型感知器(定温式)	7	個
	煙感知器(光電式)	5	個
 自動火災報知設備点検	発信機P-1級	4	個
日勤八次報和政備总领	表示灯	4	個
	電鈴	4	個
	常用電源・交流電源	1	恜
	予備又は非常電源・蓄電池設	1	式
	備		
	配線点検・絶縁測定	1	式
	連動制御盤・連動操作盤	1	台
 防火・防排煙設備点検	煙感知器	3	個
	防火扉・非常扉		们
	配線点検・絶縁測定	1	式
消火器維持点検	粉末消火器	1 2	本
 誘導灯及び誘導標識点検	誘導灯	1 0	個
两等/J 及 U 两等/示	配線点検・絶縁測定	1	式
	受信器	1	台
漏電火災警報器点検	変流器	2	台
	配線点検・絶縁測定	1	式
書類作成	点検報告書	1	式

消防法第17条の3の3の規程により防火対象物における消防用設備について 定期点検を行い、その結果を消防長または消防署長へ報告する。

(3) 遠赤外線放射暖房機保守点検 年1回

<仕様明細> 対象機器: OVCH-22UP3-70 日精オーバル㈱ 8台

ごみ収集運搬業務

(業務の内容)

- (1) 収集区域内において、一般廃棄物の収集体制に即応し、より能率的かつ衛生的に収集運搬 し、環境の浄化を図り、併せて敷地内の美化に努めることを目的とする。
- (2) ごみの収集運搬については、前項の目的に適応した車両により行うこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律同諸規定ならびに米沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則を遵守すること。
- (4) ごみ収集については、毎週1回以上とする。

トレーニング機器保守点検業務

(業務の内容)

機器の点検、調整及び修繕を行い、常に安全に使用できるようにすること。 〈機器概要〉

① マルチヒップ	1台
② アブドミナル	1台
③ レッグプレス	1台
④ フィットフォームⅡレッグカール	1台
⑤ フィットフォームⅡロアーバック	1台
⑥ ユニバーサルハイプーリー	1台
⑦ ユニバーサルチェストプレス	1台
⑧ ランニングマシン	2台
⑨ フィットネスバイク	4台
⑩ TT式ベルトバイブレーター	1台
⑪ フィットネスローラーⅡ	1台

(実施時期)

点検日は各委託業者と協議により決定する。 年2回

玄関入口足拭きマット賃貸借

・玄関入口足拭きマット及びモップの賃借をすること。

品名	規格・仕様	数量	交換期間目安
足ふき玄関マット	150 c m×90 c m	3枚	1回/4週
床拭きモップ	D-9モップ	7枚	1回/4週

施設・設備の修繕と消耗品類の補充・管理

・施設・設備の小破修繕、アリーナ電灯の交換修繕、競技用及び施設管理用消耗品の補充・管理を行う。ただし、大規模な修繕や原型を変えるような補修を行う必要が生じた場合は、 別途協議のこと。

施設周りの除草

・施設周りの除草を行い、快適な環境を維持すること。

草刈り 年2回

除草剤散布 年2回

除雪等業務

- ・通路、出入口及び非常口周辺の除雪を行い、利用者の来館等に支障のないよう配慮すること。
- ・風雪に備え、降雪期前に雪囲いを取付け、融雪期にその取外しを行うこと。
- ・適宜、施設の積雪深等の確認を行い、教育委員会及び業者と連絡をとり、被害の未然防止 を図ること。

自然災害への対応

- ・豪雨や台風、地震などの自然災害による被害を未然に防止するため、適切な対策を講じる こと。それら災害発生時には、施設の点検を行い、被災状況を教育委員会に報告すること。
- ・豪雪により被害の発生が懸念される場合は、教育委員会に報告し、両者協議のうえ対処するものとする。

②【八幡原緑地野球場】

施設の維持管理全般について

- ・施設、附属設備及び物品の保全については最善の注意を払い、その管理に万全を期すこと。
- ・施設内外の環境を最良に保つとともに、整理整頓に気を配り常に美観を維持すること。

施設管理及び環境整備業務

・施設の管理及び監視を週5回以上行い、その保全に努めるとともに、清掃及び除草を行い、良 好な環境を維持すること。

草刈り 年2回

除草剤散布 年4回

グラウンド整備業務

・業務用グラウンドレーキ、機械・車両、及び人力等による整地。

年3回

・黒土、砂、山土及び石灰の補充。 2 ㎡程度

上水道の開栓及び休止業務

・春季の施設開場時に上水道(公衆便所含)の開栓手続きを行うとともに、秋季の閉場時に は休止手続きを行う。

施設・設備の修繕と消耗品類の補充・管理

・施設・設備の小破修繕、競技用及び施設管理用消耗品の補充・管理を行う。ただし、大規模 な修繕や原型を変えるような補修を行う必要が生じた場合は、別途協議のこと。

除雪等業務

・降雪期前に、備品等の収納保管を行い、野球場バックネット裏造作物屋根、倉庫及び公衆 便所の施設の損傷を防ぐこと。

自然災害への対応

- ・豪雨や台風、地震などの自然災害による被害を未然に防止するため、適切な対策を講じる こと。それら災害発生時には、施設の点検を行い、被災状況を教育委員会に報告すること。
- ・当該施設は、冬期間は閉場となるが、適宜、施設の積雪状況を見回り、被害の未然防止を
- ・豪雪により被害の発生が懸念される場合は、教育委員会に報告し、両者協議のうえ対処す ることとする。

③【八幡原緑地テニスコート】

施設の維持管理全般について

- ・施設、附属設備及び物品の保全については最善の注意を払い、その管理に万全を期すこと。
- ・施設内外の環境を最良に保つとともに、整理整頓に気を配り常に美観を維持すること。

施設管理及び環境整備業務

・施設の管理及び監視を週5回以上行い、その保全に努めるとともに、クラブハウスの清掃 及び敷地内の除草を行い、良好な環境を維持すること。

テニスコート整備業務

・随時、落ち葉等の清掃を行いコート状態を良好に保つこと。

クラブハウストイレ清掃業務

・集塵・拭き清掃、トイレットペーパーの補充、及び汚物処理を行い良好な環境を維持すること。 ※目安として、週3回、月12~14回程度

施設・設備の修繕と消耗品類の補充・管理

・施設・設備の小破修繕、競技用及び施設管理用消耗品の補充・管理を行う。ただし、大規模な修繕や原型を変えるような補修を行う必要が生じた場合は、別途協議のこと。

クラブハウス積雪対応

・降雪期前に、備品等の収納保管を行い、クラブハウスの損傷を防ぐこと。

自然災害への対応

- ・豪雨や台風、地震などの自然災害による被害を未然に防止するため、適切な対策を講じること。それら災害発生時には、施設の点検を行い、被災状況を教育委員会に報告すること。
- ・当該施設は、冬期間は閉場となるが、適宜、施設の積雪状況を見回り、被害の未然防止を 図ること。
- ・豪雪により被害の発生が懸念される場合は、教育委員会に報告し、両者協議のうえ対処することとする。

(5) 利用料金の設定及び収受等に関する業務

この施設では、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金を採用します。指定管理者は、教育委員会が支払う指定管理料のほか、利用者が施設の利用に係る料金として支払う利用料金を自らの収入として、施設の管理運営業務に当たります。

ア 利用料金の範囲

利用料金として収受できるものは、次のとおりです。

- ・市営八幡原体育館の利用に係る料金
- ・八幡原緑地野球場の利用に係る料金
- ・八幡原緑地テニスコートの利用に係る料金

イ 利用料金の設定

- ・市営八幡原体育館の利用料金は、米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例別表第 12から別表第13に定める金額として、別紙に掲げる金額の範囲内で指定管理者が 教育委員会の承認を得て設定します。
- ・八幡原緑地野球場、八幡原緑地テニスコートの利用料金は、米沢市都市公園条例別表第3の7及び別表3の9に定める金額として、別紙に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て設定します。

ウ 利用料金の収受

指定管理者が自らの収入として収受する利用料金は、指定管理の期間中に当該指定管理者が行った施設の利用の許可に係る利用料金とします。なお、具体的な収受の方法については、指定管理者が決め、指定管理者名義で適格請求書(インボイス)を交付します。

エ 利用料金の減免及び返還

指定管理者は、米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例第16条第5項及び、米 沢市都市公園条例第11条の2の3第5項の規定により教育委員会が定める基準により 利用料金を減額し、若しくは免除し、又は返還することができます。

なお、利用料金の減免及び返還の基準及び実績は、施設の(現地)説明会で示します。

オ 見込み以上に収入があった場合の利用料金の使途

指定管理者は、教育委員会が見込んだ以上に利用料金の収入があったときは、見込み

以上の収入を施設における市民サービスの向上に充てるよう努めるものとする。

(6) 施設利用団体との連絡調整に関する事項

施設を利用する団体との連絡調整を行い、施設の安全かつ効率的な運用を図ること。

(7) 行政財産の目的外使用許可

ア 行政財産の目的外使用許可

現在、教育委員会で行政財産の目的外使用許可をしているのは次のとおりです。

- ①自動販売機2台(八幡原体育館1台、八幡原緑地野球場1台)
- ②移動体通信基地局専用柱1本(八幡原体育館敷地内)
- ③トランポリン2台(八幡原体育館内)
- ④畑(八幡原体育館敷地内)

イ 使用許可等

行政財産の目的外使用部分の使用許可及び光熱水費の徴収については教育委員会が 行います。

4 管理運営上の留意事項

指定管理者が施設の管理運営業務を行う場合には、次の事項に留意する必要があります。

(1) 人材の配置等に関する事項

- ア 平日の午前8時45分から午後5時30分まで施設管理責任者1名を配置します。
- イ 平日の午前8時45分から午後5時30分まで施設管理及び受付担当者(施設管理責任者の兼務可)2名以上、かつ4月から11月は3名以上を配置し、午後5時30分から午後10時15分まで1名以上配置します。
- ウ 土曜日、日曜日及び祝日の午前8時45分から午後10時15分まで1名以上を配置します。
- エ 休館日は午前8時45分から午後5時30分まで1名以上を配置します。 ただし、12月29日から翌年1月3日までは、勤務を要しない日とします。
- オ 必要に応じ、パソコンを使用しての文書・会議録の作成、表計算、電子メールの送受信 等に習熟した職員を配置します。
- カ 八幡原体育館には、防火管理者(甲種)及び危険物取扱者(丙種以上)の資格を有する 職員を配置させます。指定管理者の指定年度において、既に資格を取得していることが望 ましいですが、当該資格取得者の確保が困難な場合は、令和7年度中の早期資格取得に務 めることとします。
- キ 防火管理者は、消防計画書を作成し消防長へ届けると共に、年1回の消防訓練を実施します。

(2) 経理に関する事項

- ア 教育委員会が支払う経費は、原則的に1会計年度分ごとに支払うこととし、経費の額、 支払時期等は、協定で定めます。
- イ 会計年度終了後30日以内に事業の報告を行います。

(3) 施設の管理運営に関する事項

- ア業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせることができません。
- イ 業務の一部を請け負わせる相手方は、本市に指名登録する業者としてください。ただし、

その業務が特殊技術を要する等これにより難い場合は、この限りではありません。

- ウ 業務の一部を請け負わせる場合は、必ず本市内に所在する業者に請け負わせてください。 ただし、請け負わせる業者が本市にいないときは、この限りではありません。
- エ 業務上知り得た秘密の取扱いには、十分留意し、組織的な措置を講じます。
- オ 米沢市地域防災計画では、震災等の大規模災害の発生時において、当該施設を指定避難 地及び避難所としています。従って指定管理者は、市より避難場所としての運用の連絡が ある際には、必要な場所、設備、備品等を提供するとともに、米沢市避難所運営マニュア ルに沿った避難所の運営を支援し、協力します。
- カ 防災、防犯等の危機管理対策マニュアルを作成し、職員に周知徹底します。
- キ 市の政策による使用である場合は、優先的に使用の許可をします。
- ク 教育委員会の求めに応じ、施設、物品、帳簿等の現地検査を教育委員会に行わせます。

(4) 個人情報の保護に関する事項

- ア 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める個人情報保護に関する法律についてのガイドラインを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、別記「米沢市個人情報取扱特記事項」に記載のとおり個人情報を適正に取り扱います。
- イ 指定管理者のみが保有し、管理主体となっている個人情報について、市民等から情報の 開示等を求められたときは、個人情報保護法第33条の規定に基づき指定管理者で対応し ます。

(5)情報の公開に関する事項

施設の管理運営に係る情報について、市民等から情報の公開を求められたときは、市の情報公開制度に準じた取扱いをします。

(6)環境への配慮に関する事項

- ア 管理運営に当たっては、環境法規則等の遵守とともに、米沢市環境方針に基づき、米沢 市環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策実行計画における取組に協力し、次に掲 げる項目について配慮するものとします。
- ・省エネルギー・省資源に関すること。
- ・廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること。
- ・グリーン購入の推進に関すること。
- その他、業務遂行に関しての、環境負荷の低減に関すること。
- イ アに掲げる項目のほか、環境への配慮に係る取組について疑義がある場合は、教育委員 会と協議の上、決定するものとします。

(7) 損害賠償に関する事項

施設及び設備の管理運営に起因する損害又は傷害に対する賠償は、指定管理者がその責めを 負います。

5 指定の取消し

教育委員会の改善の指示に従わないため、施設の管理運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

6 教育委員会と指定管理者とのリスク分担表

教育委員会と指定管理者とのリスク分担については、別表の「リスク分担表」によるものと します。

7 自動体外式除細動器 (AED) の設置及び救急救命講習会等の受講

自動体外式除細動器をリース契約により設置します。市営八幡原体育館に常勤として勤務する者は救急救命講習会等を受講し利用者等の緊急時の対応を学ぶと共に、市営八幡原体育館に設置されている自動体外式除細動器の操作を習得し、迅速かつ適切な初期救急救命活動が行えるよう心掛けてください。

設置場所 八幡原体育館1台、八幡原緑地野球場1台、八幡原緑地テニスコート1台 計3台

米沢市営八幡原体育館等施設利用料金表 (市営八幡原体育館、八幡原緑地野球場、八幡原緑地テニスコート)

<米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例> 別表第12(第9条関係)

米沢市営八幡原体育館使用料 (アリーナの全部を専用使用する場合)

	使用料 (1時間につき)			
アマチュアスポーツ	高校生以下			440円
に使用する場合	一般			890円
その他の催物に使用	入場料金を徴収	営利を目的としな	平日	2,410円
する場合	しない場合	い場合	日曜日等	2,890円
		営利を目的とする	平日	5,540円
		場合	日曜日等	6,650円
	入場料金を徴収	営利を目的とする	平日	4,820円
	する場合	場合	日曜日等	5, 790円
		営利を目的とする	平日	11,080円
		場合	日曜日等	13,300円

備考

- 1 各区分の使用単位は1時間につきとし、使用時間が1時間未満の場合又は1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。
- 2 アリーナの2分の1を専用使用する場合の使用料は、各区分の使用料に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 暖房を使用する場合の暖房使用料は、1時間につき830円とする。
- 4 拡声装置を使用する場合の拡声装置の使用料は、1回(4時間以内)につき1,150円とする。

<米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例> 別表第13 (第9条関係)

米沢市営八幡原体育館使用料(施設又は設備を個人で使用する場合)

	区分	使用単位	使用料
個人利用	小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき	40円
券の使用	高等学校の生徒	1人1回につき	100円
	一般	1人1回につき	200円
回数券の	小学校の児童及び中学校の生徒	1冊につき	270円
使用	高等学校の生徒	1冊につき	560円
	一般	1冊につき	1,120円

通用券の	高等学校の生徒	通用券の期間につき	2,980円
使用	一般	通用券の期間につき	4,440円
シャワー		1人1回につき	110円

備考

- 1 個人使用の「1人1回」とは、4時間以内の使用をいう。
- 2 回数券の使用単位の「1冊」とは、個人利用券8枚つづりの冊子をいう。
- 3 シャワーの使用単位の「1人1回」とは、5分間以内の使用をいう。

<米沢市都市公園条例> 別表3(第9条関係)第7項

八幡原緑地野球場使用料

区分	使用単位	使用料
高校生以下	1 時間につき	440円
一般	1時間につき	880円

<米沢市都市公園条例> 別表3(第9条関係)第9項

八幡原緑地テニスコート使用料

	区分		使用単位	使用料
テニスコート	個人使用	高校生以下	1人1回につき	160円
		一般	1人1回につき	330円
	専用使用	高校生以下	1面1時間につき	160円
		一般	1面1時間につき	330円
夜間照明			1面点灯30分間につき	290円

備考

個人使用の「1人1回」とは、2時間以内の使用をいう。

上記の各表に掲げた金額の範囲内で利用料金の設定を行い、教育委員会の承認を得ること。

米沢市個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、この協定による事務又は事業を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 指定管理者は、この協定による事務又は事業に係る個人情報の漏えい、滅失、 毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な 管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、この協定による事務又は事業に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 指定管理者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 指定管理者は、この協定による事務又は事業に係る個人情報の取扱いに着手する 前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面 により教育委員会に報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、前項の規定により報告した事項に関し、教育委員会が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。 (秘密の保持)
- 第3条 指定管理者は、この協定による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

(従事者の監督)

第4条 指定管理者は、この協定による事務又は事業の処理に従事している者(以下「従事者」という。)がこの協定による事務又は事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。指定管理が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

(指定管理業務以外の目的への利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 指定管理者は、教育委員会の承諾があるときを除き、この協定による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容を当該事務又は事業を処理するため以外に利用し、又は第三者(指定管理者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第6条 指定管理者は、教育委員会の承諾があるときを除き、この協定による事務又 は事業を処理するために教育委員会から貸与された個人情報が記載された資料等 を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第7条 指定管理者は、この協定による事務又は事業を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)をしてはならない。
- 2 指定管理者は、この協定による事務又は事業をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を教育委員会に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、指定管理者は、再委託先にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、教育委員会に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 指定管理者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手 続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 指定管理者は、再委託先に対してこの協定による事務又は事業を委託した場合は、 その履行状況を管理・監督するとともに、教育委員会の求めに応じて、管理・監督 の状況を教育委員会に対して適宜報告しなければならない。
- 6 前5項の規定は、2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)に ついて準用する。

(提供資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による事務又は事業を処理するために教育委員会から提供され、又は作成した個人情報が記載された資料等を、指定管理の終了後直ちに教育委員会に返還しなければならない。ただし、教育委員会が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 指定管理者は、この協定による事務又は事業を派遣労働者、契約社員その他 の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの協定に基づく 一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 指定管理者は、教育委員会に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその 結果について責任を負うものとする。

(報告)

第10条 教育委員会は、個人情報を保護するために必要な限度において、指定管理期間中、指定管理者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

(監査及び検査)

- 第11条 教育委員会は、この協定に係る個人情報等の取扱いについて、この協定の 規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、指定管 理者、再委託先又は再々委託等先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 教育委員会は、個人情報を保護するために必要な限度において、指定管理期間中 少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び管理業務の履行状況について、原則 として作業場所において検査するものとする。

(事故発生時における報告)

第12条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従わなければならない。指定管理が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

(研修実施報告書の提出)

- 第13条 指定管理者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、再委託先に対し、 前項の研修を実施させ、同項の報告書を指定管理者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、指定管理者は、再委託先から提出された研修実施報告書を 教育委員会に提出しなければならない。
- 4 前3項の規定は、再々委託等先について準用する。

(協定の取り消し及び損害の賠償)

- 第14条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、この協定を取り消し、又は指定管理者に対して損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) 本件事務を処理するために指定管理者が取り扱う個人情報について、指定管理者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この協定による事務又は事業の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、指定管理者が再委託又は再々委託等をした先において発生した場合であっても、当該指定管理者が負うものとする。

リスク分担表(指定管理者制度)

		負担	担者
種類	内容	教育 委員会	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○ ※1
利用料金収入の減額	教育委員会の見込みを下回る利用料金収入		○ ※2
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		0
法令等の変更	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の 増加	0	
	上記以外の改正等による経費の増加		0
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		0
運営費の膨張	教育委員会以外の要因による運営費の膨張		0
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	0	
	指定管理者の提案による業務内容の変更に伴う経費の増加		0
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他教育委員会又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備等の復旧に係る経費の増加	0	
施設・設備の損傷に よる修繕等	指定管理者の故意又は過失による施設・設備の損傷に伴 う修繕費用等		0
	施設・設備の設計又は構造上の原因による修繕費用等	0	
	上記以外の修繕費用等(経年劣化、第三者の行為で相手 方が特定できないもの等)	*	(3
第三者への賠償	教育委員会の施設・設備の瑕疵により損害を与えた場合	0	
	指定管理者の管理・運営において、故意又は過失により 損害を与えた場合		0
火災保険	建物総合損害共済への加入	0	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間を終了した場合における事業者の撤 収費用		0
	指名の取消し又は業務停止により指定管理者及び市に生 じた経費		0

- ※1 大幅な変動の場合は、指定管理料の補填又は返還について教育委員会で検討を行います。
- ※2 教育委員会の指示による感染症拡大防止のための休業や、施設改修等指定管理者の責めに 帰さない理由で利用料金収入が大幅に落ち込んだ場合は、教育委員会と協議することとしま す。
- ※3 1件当たり10万円以下の修繕については、原則として指定管理者の負担とし、これを超える修繕については教育委員会との協議事項とします。
 - (注意事項) リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、 教育委員会と指定管理者が協議の上リスク分担を決定するものとします。

米沢市営八幡原体育館等

備品一覧

米沢市教育委員会教育管理部 スポーツ課

番号 物品番号	品名	取得価格	規格	所在場所
21373 001002050	その他のテーブル	22, 995	その他のテーブル オカムラ 8352TB-P ロビーテーブル	八幡原体育館
21374 001002050	その他のテーブル	22, 995	その他のテーブル オカムラ 8352 TB-P ロビーテーブル	八幡原体育館
21375 001002050	その他のテーブル	22, 995	その他のテーブル オカムラ 8352TB-P ロビーテーブル	八幡原体育館
21376 001002050	その他のテーブル	22, 995	その他のテーブル オカムラ 8352 TB-P ロビーテーブル	八幡原体育館
21377 001002050	その他のテーブル	22, 995	その他のテーブル オカムラ 8352TB-P ロビーテーブル	八幡原体育館
21378 001002050	その他のテーブル	22, 995	その他のテーブル オカムラ 8352 TB-P ロビーテーブル	八幡原体育館
21379 001002030				
	所作舞台		所作舞台 日本シコ V-45 移動式ステージ	八幡原体育館
21380 001003016	所作舞台	309, 750	所作舞台 日本シコ V-45 移動式ステージ	八幡原体育館
21381 001003016	所作舞台		所作舞台 日本シコ Vー45 移動式ステージ	八幡原体育館
21382 001003016	所作舞台	309, 750	所作舞台 日本シコ Vー45 移動式ステージ	八幡原体育館
21383 001003016	所作舞台	309, 750	所作舞台 日本シコ V-45 移動式ステージ	八幡原体育館
21384 001003016	所作舞台	309, 750	所作舞台 日本シコ V-45 移動式ステージ	八幡原体育館
21386 001003050	その他の台	126, 000	その他の台 日本シコ VST3111手摺り付ステップ	八幡原体育館
21387 001004003	長椅子	39, 270		八幡原体育館
21388 001004003	長椅子	39, 270	長いす オカムラ 8352ZE-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21389 001004003	長椅子	46, 515		八幡原体育館
21390 001004003	長椅子	72, 975	長いす 休憩用 オカムラ LB03HS-W407	八幡原体育館
21391 001004003	長椅子	29, 400		八幡原体育館
21392 001004003	長椅子	46, 515	長いす 六角 オカムラ L953ZZ-P711	八幡原体育館
21393 001004003	長椅子	39, 270	長いす オカムラ 8353DZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21394 001004003	長椅子	39, 270	長いす オカムラ 8353DZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21395 001004003	長椅子	39, 270		八幡原体育館
21396 001004003	長椅子	24, 360	長いす オカムラ 2392DW-W714	八幡原体育館
21397 001004003	長椅子	29, 400		八幡原体育館
21398 001004003	長椅子	29, 400	長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21399 001004003	長椅子	29, 400	長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21400 001004003	長椅子	24, 360	長いす オカムラ 2392DW-W714	八幡原体育館
21401 001004003	長椅子	46, 515	長いす 六角 オカムラ L953ZZ-P711	八幡原体育館
21402 001004003	長椅子	29, 400	長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21403 001004003	長椅子		長いす 休憩用 オカムラ LB03HS-W407	八幡原体育館
21404 001004003	長椅子		長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21405 001004003	長椅子		長いす オカムラ 8352ZE-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21406 001004003				
	長椅子		長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21407 001004003	長椅子		長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21408 001004003	長椅子		長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21409 001004003	長椅子	29, 400	長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21410 001004003	長椅子	46, 515	長いす 六角 オカムラ L953ZZ-P711	八幡原体育館
21411 001004003	長椅子	29, 400	長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21412 001004003	長椅子		長いす オカムラ 8352ZZ-P ロビーチェアー	八幡原体育館
21413 001005008	雑誌架	25, 830		八幡原体育館
21414 001005008	雑誌架		雑誌架 オカムラL955FC-Z299 パンフレットスタンド	八幡原体育館
21415 001006001	両開き保管庫	18, 795	両開き保管庫 トヨスチール TS6	八幡原体育館
21416 001006003	引き違い保管庫	_	引き違い保管庫 「忘れ物入れ棚」	八幡原体育館
21417 001006004	キャビネット		キャビネット 4段	八幡原体育館
21418 001006006	手提げ金庫	_	手提げ金庫	八幡原体育館
21419 001006007	衣類ロッカー	_	衣類ロッカー イトーキ2連式 ミラー付	八幡原体育館
21420 001006007	衣類ロッカー	70, 875	衣類ロッカー アルファ R2-2T	八幡原体育館
21421 001006007	衣類ロッカー	70, 875	衣類ロッカー アルファ R2-2T	八幡原体育館
21422 001006007	衣類ロッカー		衣類ロッカー アルファ R2-2T	八幡原体育館
21423 001006007	衣類ロッカー		衣類ロッカー アルファ R2-2T	八幡原体育館
21424 001006007	衣類ロッカー 本類ロッカー		衣類ロッカー アルファ R2-2T	八幡原体育館
21425 001006007	衣類ロッカー		衣類ロッカー アルファ R2-2T	八幡原体育館
21426 001006007	衣類ロッカー		衣類ロッカー アルファ AC-1TOP-PH	八幡原体育館
21427 001006007	衣類ロッカー		衣類ロッカー アルファ R2-2T	八幡原体育館
21428 001006007	衣類ロッカー	102, 690	衣類ロッカー アルファ AC-1WCP-PH	八幡原体育館
21429 001006007	衣類ロッカー		衣類ロッカー アルファ R2-2T	八幡原体育館
21430 001006007	衣類ロッカー		衣類ロッカー アルファ R2-2T	八幡原体育館
21431 001006007	衣類ロッカー	-	衣類ロッカー イトーキ2連式 ミラー付	八幡原体育館
21432 001006007	掃除用具保管庫	21, 525		八幡原体育館
21433 001006050	その他の保管庫	21,020	一日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	八幡原体育館 八幡原体育館
		00.000		
21434 001007003	げた箱		げた箱 コクヨ SX-N44TF1	八幡原体育館
21435 001007003	げた箱		げた箱 コクヨ SX-N44TF1	八幡原体育館
21436 001007003	げた箱		げた箱 コクヨ SX-N44TF1	八幡原体育館
21437 001007050	その他の箱		その他の箱 オカムラ L918AA-MC26	八幡原体育館
21438 001007050	その他の箱	45, 570	その他の箱 オカムラ L918AA-MC26	八幡原体育館
21439 001007050	その他の箱	45, 570	その他の箱 オカムラ L918AA-MC26	八幡原体育館
21440 001007050	その他の箱		その他の箱 オカムラ L918AA-MC26	八幡原体育館
21441 001008001	ついたて		衝立 コクヨSN-A65KY アコーディオンスクリーン	八幡原体育館
21442 001008001	ついたて		衝立 コクヨSN-A65KY アコーディオンスクリーン	八幡原体育館
		·		
21443 001008001	ついたて		衝立 コクヨSN-A65KY アコーディオンスクリーン	八幡原体育館
21444 001008001	ついたて		<u>衝立 コクヨ SN-Y183 3枚1セット</u>	八幡原体育館
21445 001008002	衣類掛け		衣類掛け 傘立て コクヨ US-K30JN	八幡原体育館
21446 001008003	黒板	11, 623	黒板 ライオンAS12-SY ホワイトボード	八幡原体育館
21447 001008003	黒板	45, 990	黒板 ライオン RM-11N ホワイトボード	八幡原体育館
21448 001008005	案内板	·	案内板 オカムラ LO60CZ-SO1 サインスタンド	八幡原体育館
21449 001008007	展示用パネル		展示用パネル 1800×1200 3枚1セット	八幡原体育館
	空調機		空調機 ナショナル	八幡原体育館
21 <u>4</u> 50 00100006	工则饭	0, 070, 000		
21450 001009006	古	20 000	苜	/ (mage 11 - 2 2 - 2 - 2 - 1
21450 001009006 21451 002001001 21452 002001001	幕		幕 ステージスカート 日本シコ 幕 ステージスカート 日本シコ	八幡原体育館 八幡原体育館

番号 物	л品番号	品名	取得価格	規格	所在場所
21454 00		幕	39, 900	幕 ステージスカート 日本シコ	八幡原体育館
21455 00		幕		幕 ステージスカート 日本シコ	八幡原体育館
21458 00		 	113, 400	本	八幡原体育館
21460 00			58, 800		八幡原体育館
		その他の計器		その他の計器 TT-250 ツカサ スポーツタイマー	
21461 00		運搬車	18, 270	運搬車 トーエイライト T-129 モップハンガー	八幡原体育館
21462 00		運搬車	38, 010	運搬車 イトーキ WCT-507D 金網付台車	八幡原体育館
21463 00		運搬車	·	運搬車 トーエイライト B-6530 フェンス運搬車	八幡原体育館
21464 00	05003004	小型除雪車	562, 800	小型除雪車 ワドー SE101D	八幡原体育館
21465 00	06008001	消火器	_	消火器	八幡原体育館
21466 00	06008001	消火器	_	消火器	八幡原体育館
21467 00	06008001	消火器	_	消火器	八幡原体育館
21468 00	06008001	消火器	_	消火器	八幡原体育館
21469 00		消火器		消火器	八幡原体育館
21470 00		消火器	_	消火器	八幡原体育館
21471 00		消火器	_	消火器	八幡原体育館
21471 00		消火器		消火器	八幡原体育館
21473 00		消火器	_	消火器	八幡原体育館
21474 00		消火器	_	消火器	八幡原体育館
21475 00		消火器	-	消火器	八幡原体育館
21476 00		消火器	_	消火器	八幡原体育館
21479 00	07005007	増幅機	_	増幅機 有線マイク	八幡原体育館
21480 00	7005007	増幅機	51, 450	増幅機 スピーカーローランド EUX80	八幡原体育館
21481 00		増幅機	51, 450	増幅機 スピーカーローランド EUX80	八幡原体育館
21482 00		増幅機	344, 694	増幅機 ローランド SKB19-1010B	八幡原体育館
21483 00		増幅機	- JTT, 00T	増幅機 有線マイク	八幡原体育館
21485 01		審判台	50, 400	「暗幅機・有様マイク 審判台 カワイ JS-109 多種目兼用審判台	八幡原体育館
21486 01		審判台	50, 400	審判台 カワイ JS-109 多種目兼用審判台	八幡原体育館
21487 01		その他の用具	65, 100	その他の用具 キャットアイエルゴ1200 TT-1200	八幡原体育館
21488 01		その他の用具	242, 550		八幡原体育館
21489 01	11002050	その他の用具		その他の用具 キャットアイエルゴ1200 TT-1200	八幡原体育館
21496 01	11002050	その他の用具	405, 300	その他の用具 レッグカール60kg TD-AR08	八幡原体育館
21497 01	11002050	その他の用具		その他の用具 スプリンター (ランニングマシン) TD-6023	八幡原体育館
21499 01		その他の用具		その他の用具 マルチヒップ SL50	八幡原体育館
21500 01		その他の用具	•	その他の用具 アブドミナル (腹筋) STO5	八幡原体育館
21501 01		その他の用具		その他の用具 ロアーバッグ100kg TD-AR17	八幡原体育館
21502 01		その他の用具	· ·	その他の用具 フィットネスローラーⅡ TM-200	八幡原体育館
			-		
21503 01		その他の用具		その他の用具 ハイプーリー80kg TD-H000	八幡原体育館
	11002050	その他の用具		その他の用具 チェストプレス 1 0 0 kg T D - H 0 0 4	八幡原体育館
21506 01		卓球台		卓球台 バタフライ 95170	八幡原体育館
21507 01		卓球台		卓球台 バタフライ 95170	八幡原体育館
21508 01		卓球台	127, 885	卓球台 バタフライ 95170	八幡原体育館
21509 01	11003005	卓球台	127, 885	卓球台 バタフライ 95170	八幡原体育館
21510 01	11003050	その他の用具	40, 320	その他の用具 多種目兼用得点板 フラップF4007	八幡原体育館
21511 01		その他の用具		その他の用具 多種目兼用得点板 フラップF4007	八幡原体育館
43560 01		その他の用具		竹井機器工業製 TーKーK3088	八幡原体育館
43962 00		その他の機器		赤外線体温計(おでこ用) ES一TO1	八幡原体育館
43963 00		その他の機器		赤外線体温計(おでこ用) ES-TO1	八幡原体育館
43978 00		その他の機器		イービストレード(株) 赤外線温度計測器(設置型) IRTDO8	八幡原体育館
46958 01	1003050	その他の用具		その他の用具 ミズノ 無線リモコン式カウント表示器 16JYA10100	八幡原体育館
		その他の用具		その他の用具 レッグプレス Sports Art N956	八幡原体育館
		その他の用具		その他の用具 アップライトサイクル Sports Art C535U	八幡原体育館
		その他の用具	445, 500	その他の用具 アップライトサイクル Sports Art C535U	八幡原体育館
			NT #37.		
		衣類ロッカー	リンス 原入予	定備品 ※現段階の予定であり、変更になる場合があります。 │衣類□ッカー 6人用2段	八幡原体育館
		引き違い保管庫		引き違い保管庫	八幡原体育館

		電話機		電話機	八幡原体育館
		電話機		電話機	八幡原体育館
		回転椅子			八幡原体育館
		回転椅子		回転いす	八幡原体育館
		回転椅子		回転いす	八幡原体育館
		回転椅子		回転いす	八幡原体育館
		会議用椅子		会議用いす	八幡原体育館
		会議用椅子		会議用いす	八幡原体育館
		会議用椅子		会議用いす	八幡原体育館
		会議用椅子		会議用いす	八幡原体育館
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			八幡原体育館
		片袖机		片袖机	
		片袖机		片袖机	八幡原体育館
		片袖机		片袖机	八幡原体育館
- 1		平机		│会議用平机	八幡原体育館

備品番号物品番号	品名	取得価格	規格	所在場所
21512 001001003	平机	_	平机	八幡原テニスコート
21513 001004003	長椅子	22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21514 001004003	長椅子	22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21515 001004003	長椅子	22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21516 001004003	長椅子	22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21517 001004003	長椅子	22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21518 001004003		22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21519 001004003		22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21520 001004003	長椅子	22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21521 001004003		22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21522 001004003	長椅子	22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21523 001004003	長椅子	22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21524 001004003		22, 050	ホームベンチ ステン1500 BC-302-315	八幡原テニスコート
21525 011001002		_	審判台	八幡原テニスコート
21526 011001002	審判台	_	審判台	八幡原テニスコート
21527 011001002		_	審判台	八幡原テニスコート
21528 011001002		_	審判台	八幡原テニスコート
21529 011001002	審判台	_	審判台	八幡原テニスコート
21530 011001002	審判台	_	審判台	八幡原テニスコート
21531 011002050	その他の用具	23, 625	その他の用具 ミズノ 62A-153 コートドレイナー	八幡原テニスコート
21532 011002050	その他の用具	23, 625	その他の用具 ミズノ 62A-153 コートドレイナー	八幡原テニスコート
21533 011002050	その他の用具	23, 625	その他の用具 ミズノ 62A-153 コートドレイナー	八幡原テニスコート
21534 011002050	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23, 625	その他の用具 ミズノ 62A-153 コートドレイナー	八幡原テニスコート
21535 011002050	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	23, 625	その他の用具 ミズノ 62A-153 コートドレイナー	八幡原テニスコート
21536 011002050		23, 625	その他の用具 ミズノ 62A-153 コートドレイナー	八幡原テニスコート
38865 011002050	その他の用具	29, 980	トーエイライト社製 コートドレイナー W160	八幡原テニスコート
39168 011001002		31, 536	テニス審判台ST 100-8981	八幡原テニスコート
39169 011001002		31, 536	テニス審判台ST 100-8981	八幡原テニスコート
39170 011001002		31, 536	テニス審判台ST 100-8981	八幡原テニスコート
39171 011001002		31, 536	テニス審判台ST 100-8981	八幡原テニスコート
39172 011001002		31, 536	* * * * *	八幡原テニスコート
39173 011001002			テニス審判台ST 100-8981	八幡原テニスコート
39340 011003050	その他の用具	23, 652	トーエイライト(株) コートドレイナー B-3173	八幡原テニスコート